

## 現場代理人の常駐義務緩和について

天童市建設工事請負契約約款（第11条第3項）の規定により、一定の要件のもとに以下のとおり現場代理人の常駐義務緩和を認めます。

### 1 現場代理人の常駐義務緩和を認める条件

#### (1) 現場代理人の常駐を要しない条件

次の条件のいずれかに該当し、監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、天童市が承認した場合に限り、請負代金にかかわらず現場代理人は工事現場への常駐を不要とします。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ ①から③の期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

#### (2) 現場代理人の兼務を認める条件

次に掲げる場合に応じ、当該条件をすべて満たし、監督職員等と現場代理人の間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、天童市が承認した場合に限り、工事の兼務を認めます。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,500万円未満、ただし建築一式工事にあつては9,000万円未満）は、次のアからウまでの要件をすべて満たしていること。
  - ア 兼務する工事について、いずれも天童市発注の工事であること。
  - イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。
  - ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。
  - エ 現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できる件数は3件までとする。
- ② 当該工事又は別件工事のいずれかの工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事にあつては9,000万円以上）は、次のアからエまでの要件をすべて満たしていること。
  - ア 兼務する2件の工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者（監理技術者を配置し

た場合は適用外。)が管理することができる」と発注者から承認されること。

イ 兼務する工事について、発注者が異なる場合は、それぞれの発注者から承認されること。

ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

エ 現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できる件数は2件までとする。

③ 当該工事又は別件工事のいずれかの工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（②で兼務を認める場合を除く）、次のアからケまでの要件をすべて満たしていること。

ア 請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

イ 工事現場の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

ウ 兼務する2件の工事について、発注者が異なる場合は、それぞれの発注者から承認されること。

エ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

オ 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事または建築一式工事の連絡員は、当該建設工事において1年以上の実務経験を有する者。）を配置していること。

カ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いてあること。

ク 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できる件数は2件までとする。

## 2 手続きについて

工事担当課あてに「現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）申請書」を2部提出し、承認を受けてください。申請書は、天童市ホームページからダウンロードしてください。

## 3 適用日

令和7年2月1日以降に入札した工事から適用します。